

事業者の皆さんへ 消費税のインボイス制度

令和3年10月から 登録申請 受付中!



令和5年10月1日から
「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。
適格請求書発行事業者（登録事業者）のみが適格請求書（インボイス）
を交付することができます。

適格請求書等保存方式（インボイス制度）とは？

- ① 買い手（課税事業者）が
- ② 仕入れについての消費税額の仕入税額控除の適用を受けるために
- ③ （原則として）売り手の適格請求書発行事業者（登録事業者）から交付を受けた「適格請求書（いわゆるインボイス）」などの保存を必要とする制度です。



適格請求書（インボイス）って何？

売り手が買い手に対して、正確な適用税率や消費税額などを伝えるものです。
具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」および「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。



● 現行の区分記載請求書とインボイスとの記載事項の比較

令和5年
9月まで

現行《区分記載請求書》

請求書	
〇〇株式会社 御中	株式会社 △
●年●月●分	△
■月▲日 割りばし	550 円
■月◆日 牛肉	※ 5,400 円
合計	43,600 円
(10%対象)	22,000 円
(8%対象)	21,600 円
※は軽減税率対象	

【記載事項】

- ① 請求書発行事業者の氏名または名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名または名称

令和5年
10月から

新制度

《適格請求書（インボイス）》

請求書	
〇〇株式会社 御中	株式会社 △△ (T1234-...)
●年●月●分	
■月▲日 割りばし	550 円
■月◆日 牛肉	※ 5,400 円
合計	43,600 円
10%対象	22,000 円
8%対象	21,600 円
※は軽減税率対象	

【記載事項】

区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの

- ① 登録番号
《課税事業者のみ登録可能》
- ② 適用税率
- ③ 税率ごとに区分した消費税額等